

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第四十七条まで（現行のとおり）</p> <p>（保護区内における許可を要しない行為）</p> <p>第四十八条 条例第四十三条第六項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一から十一まで（現行のとおり）</p> <p>十二 国の機関又は地方公共団体が行う次に掲げる行為</p> <p>イ及びロ（現行のとおり）</p> <p>八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為であつて次に掲げる目的のために行つもの</p> <p>（一）から（五）まで（現行のとおり）</p> <p>（六）（現行のとおり）</p> <p>二から又まで（現行のとおり）</p> <p>第四十九条から第五十二条まで（現行のとおり）</p> <p>（許可申請）</p> <p>第五十三条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 申請者は、当該開発行為が公共施設（都市計画法第四条第十四項に定めるものをいう。）の管理に影響を及ぼすと認められる場合は、第一項の許可申請書に、その公共施設の管理者の同意書を添付しなければならない。</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>（協議の手続等）</p>	<p>第一条から第四十七条まで（略）</p> <p>（保護区内における許可を要しない行為）</p> <p>第四十八条 条例第四十三条第六項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一から十一まで（略）</p> <p>十二 国の機関又は地方公共団体が行う次に掲げる行為</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為であつて次に掲げる目的のために行つもの</p> <p>（一）から（五）まで（略）</p> <p>（六）郵便事業として、郵便物の収集、運送又は配達を行うため</p> <p>（七）（略）</p> <p>二から又まで（略）</p> <p>第四十九条から第五十二条まで（略）</p> <p>（許可申請）</p> <p>第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 申請者は、当該開発行為が公共施設（都市計画法第四条第十四項に定めるものをいう。）の管理に影響を及ぼすと認められる場合は、第一項の申請書に、その公共施設の管理者の同意書を添付しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（協議の手続等）</p> <p>第五十四条（略）</p>

第五十四条（現行のとおり）

2 前項の協議においては、前条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）」とあるのは「協議をしようとする者（以下「協議者」という。）」と、「許可申請書（第十四号様式）」とあるのは「協議書」と、同条第二項中「許可申請書」とあるのは「協議書」と、「計画概要書（第十五号様式）」とあるのは「計画概要書」と、同条第三項中「申請者」とあるのは「協議者」と、「許可申請書」とあるのは「協議書」と読み替えるものとする。

第五十五条から第六十九条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第五まで（現行のとおり）

別記第一号様式から別記第二十五号様式まで（現行のとおり）

2 前項の協議においては、前条の規定を準用する。この場合において「許可を受けようとする」とあるのは「協議をしようとする」と、「許可申請書」とあるのは「協議書」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五十五条から第六十九条まで（略）

別表第一から別表第五まで（略）

別記第一号様式から別記第二十五号様式まで（略）